

平成29年度 第11回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年2月9日(水) 午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番	谷本貴美雄	委員	2番	徳田和幸	委員	4番	松本幸男	委員
5番	山根清人	委員	6番	室山恵美	委員	7番	林 修二	委員
8番	美田俊一	委員	9番	藤井由美子	委員	10番	河本良一	委員
11番	鐵本達夫	委員	12番	筏津純一	委員	13番	數馬 豊	委員
14番	金信正明	委員	15番	福井章人	委員	16番	西谷美智雄	委員
17番	原田明宏	委員	18番	山本淑恵	委員	19番	吉村年明	委員

農地利用最適化推進委員

高見美幸	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
西谷昭良	委員	小谷義則	委員	影山卓司	委員		

4 欠席委員 (2人)

小谷俊一 委員 山下賢一 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第63号 農用地利用集積計画の決定について

議案第64号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第65号 農用地利用配分計画について

議案第66号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 それでは只今から、平成29年度第11回の農業委員会会議を開会いたします。最初に山協会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。16番 西谷美智雄委員、17番 原田委員。よろしくをお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席の連絡が入っております。推進委員2名でございます。小谷俊一委員、今日は土地改良区の理事会ということで欠席でございます。山下委員は入院されとるということで欠席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4) 連絡報告事項。事務局、お願いします。

事務局 それでは、平成29年度第11回農業委員会会議報告並びに予定事項を報告させていただきます。(以下事務局説明)

議 長 それでは、その他の報告で農家相談会の報告をお願いします。数馬委員。

13番 13番 数馬です。農家相談で、私が担当したのが2件で、関金の〇〇〇 〇〇〇さんという方がおいでになりました。以前にも相談に来ておられるようです。これは、農地のあっせんということと、ビニールハウスの買い取りという相談で来られました。1点目の土地の貸借については〇〇〇〇〇〇〇に交渉中というものが2筆ありまして、自分で交渉していかれるということでした。それから、〇という所に畑があるようですけど、これについては〇〇〇〇に相談されたけど、そんなもんいらん、使わんということで断られたということでした。借りてもらえるような状況の農地じゃなかったもんですから。それで、農林課とも相談して調べたところが、農振の区域に入っとる。そんなとこ借り

手がないけ、農振はずしてもらおう手続きを取って、クヌギの植林なんぞしなせえなことで、本人、了解されました。それで、クヌギを植えるかということで済みました。それから、ビニールハウスの売却については、今頃こまけなハウス、銭出いて買う者おらせんっていうことで、無償ならええということで、引き取り先は紹介して、完了しました。〇〇さんについては以上です。

それから、今度は〇〇さんという方が来られまして、〇〇さんについては代理で〇〇さんという方が来られたです。現在もその土地についてはシルバーに頼んで草刈りだけしてるということで、作り手探してごせということで、3筆持ってこられたんですけど、1反9畝ぐらいのところと3畝、5畝という面積の所で、3畝、5畝についてはその場で、こんな狭いものは作り手がおらんと、探す方もかなり困難だけ、自分とこで草刈りだけはしてごせと。1反9畝の分だけ探すということで、本人さんにお伝えしました。以上です。あとは河本さんから。

議 長 それでは河本委員、どうぞ。

10番 2番目の〇〇さんの件ですけど、〇〇さんは現在、認定農業者のところで研修中でありまして、来年の2月に就農されるということで、農地を確保したいということで、農地のあっせん依頼がありました。それで、ここに書いてありますけど、〇〇〇の3筆を紹介しました。この3筆は隣同士でありまして、本人もそこは借りさせてもらいますと了解されておりましたんで、中間管理機構を利用して来年2月まで確保していただくというかたちになっております。

議 長 よろしいですか。

11番 11番 鐵本です。15日に会長が行かれた現地調査。なんかありましたらちょっと。

議 長 これは、湖山地区にあります砂の畑の砂利採取です。砂採取です。これを、私、どうしても中部の砂利採取をずっと見てきてますので、調査員で。鳥取の方にはなかなか調査の詳しい人がおらんとということで毎回呼ばれるんです。その前は私が別の会合が入とったもんで三朝の会長に行ってもらったんですけど、今回は倉吉の会長来てくれということで行きました。内容を話しますと、鳥取の事務局からものすごいでたらめな書類が出て来まして、今日はやめだわいって、頭にくるし、こんなんでも調査できるかいやって。智頭の会長も一緒に出て来まして、智頭の会長と駄目だなんて。いけんって言ってもまた来るのめかなわんしな。なら今日は見たことにして、書類は後から直させるけって、一応現地を見たら問題ないってことで、農地になつとるし、あとはきちんとラッキョウなりネギなり植えたりするっていう確約も出とりましたんでそれも認めて、書類の図面とかも業者からものすごい悪い図面が出とりまして、前もって、中部のこれまで出した砂利採取の書類を全部見て、それを参考に作れよって言つとるのに作ってなくて、とにかく指導するわいやということで、17日

に、私が県庁に行く用事があったもので、そこに呼んで、指導した通りの図面を持ってこいよって言ったら持ってきまして、きちんとした図面が出てきたんで、じゃあこれでいこうやということで、当日出しましたら、承認されまして無事通ったと。1時間半ほど県庁の研修室で職員を指導して、今後こういう図面を付けなさいよということで指導させてもらって、当日は無難に承認されたということでした。ちょっと、砂利採取は特殊でして。掘る勾配もあるし、鳥取のは掘るとすぐ水が出ちゃうです。海岸が近いし。北条砂丘は出んですけど、鳥取は湖山のあたり、前も、空港の反対側、道路挟んで右側、取りよったでしょ、スタンドのどこ。みんな水が浮いとったでしょ。あれを持ち上げて積んどいて、それから積んで持って出るってことで、そういうやり方をするみたいで。最後の排水も図面できちんと出来とるし、確約して業者とも話をしているだろうということで承認したというのがこの調査でございます。他にございますか。

(5) 議 事

議 長

無いようでしたら、(5) 議事に入ります。本日の議案第60号から第66号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案資料に基づきまして、本日の議事についてまとめてご説明させていただきます。

まず、議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページから3ページのとおり、合計7件、16筆の所有権移転の申請がございました。

続きまして、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案5ページにありますとおり1件の所有権移転、一般住宅への転用申請が出ております。

議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について。議案7ページでございます。3件の申請が出ております。

議案第63号 農用地利用集積計画の決定についてということで、議案の11ページから61ページまで、147件の利用権設定がございました。また、62ページから63ページまでのとおり、所有権移転が2件出ております。

それから、議案第64号 倉吉農業振興地域整備計画の変更についてということで、73ページから資料を付けております。2件の協議が出ておりますのでご審議をお願いいたします。

それから、議案第65号 農用地利用配分計画について。98ページからのとおり7件の協議が出ております。

最後に、議案第66号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてということで、議案の111ページのとおり、昨年と変更なしでご提案したいと思っておりますのでご審議をお願いします。

本日の議題は以上でございます。

議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、さっそく議案審議に入ります。議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてお諮りいたします。質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議長 ないということでございますので、議案第60号については承認といたします。

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、お諮りいたします。本件につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります、吉村委員・小谷俊一委員・藤井代理・藤原局長・隅主任と私の6名で調査に行ってみりましたので、吉村委員より報告をお願いいたします。

19番 19番 吉村です。〇〇ですけれども、現地に行ってみましたところ、特に問題はありませんでした。以上です。

議長 今、吉村委員から報告があったとおりでございます。ご異議ございませんか。

(はいの声)

議長 異議なしということで承認といたします。

議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議長 続きまして、議案第62号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございますが、本件につきましても同じく同メンバーで行っておりますので、吉村委員より報告をお願いいたします。

19番 報告します。〇〇〇の分ですけれども、行ってみましたところ、遠くから見たんですけど、山林状態でございます。問題ないと思います。2番、〇〇。台帳は田でございますけれども宅地ということでございますので問題ないと思います。〇〇。台帳は田ではございますけれども、元は宅地状態だったそうです。宅地ということでございますので問題ないと思います。以上です。

議長 今の議案62号につきまして、ご質問ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議長 では、議案第62号は承認といたします。

議案第63号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きます、議案第63号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。本日の計画につきましては該当委員に係る案件がございますので、事務局より説明を受ける前に、該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございますので、11ページ番号1番から13ページ番号6番、49ページ番号112番、113番は、16番 西谷美智雄委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷美智雄委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 11ページでございます。番号1番、〇〇字〇〇〇の1筆909㎡の賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。その他13ページ番号6番まで、それから、49ページ112番、113番と合わせまして、合計16,177㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の西谷委員の案件につきまして、ご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので承認といたします。西谷委員の入場を求めます。

(西谷美智雄委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きます、13ページ番号7番から14ページ番号9番の〇〇〇〇 〇〇〇〇は、9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

事務局 13ページ番号7番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆599㎡の賃借権の設定で、その他14ページ番号9番まで合計いたしまして13筆16,700㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということですので、承認いたしますので藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件について異議なしということですので報告いたします。続きまして、14ページ番号10番から15ページ番号12番、50ページ番号114番は、17番 原田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(原田委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 14ページ番号10番でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆993㎡他1筆の賃借権設定でございます。その他15ページ12番までと、50ページ114番を合計しまして9筆13,361㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご質問・ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、承認いたしますので、原田委員の入場を求めます。

(原田委員 入場・着席)

議 長 原田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということですので報告いたします。続きまして、15ページ番号13番は、19番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 説明をお願いします。

事務局 15ページ番号13番でございます。〇〇〇〇〇〇の合計8筆で6,204㎡

の賃借権設定でございます。ここで、賃借料のところは、玄米、1反あたり1袋となっておりますが、ご本人さんの申し出で訂正がございまして、こちらを土地改良区賦課金相当額ということで訂正をお願いしたいという申し出がありましたので、賃借料は土地改良区賦課金相当額に訂正をお願いします。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして、ご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので承認いたします。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ。只今の案件につきましては承認となりましたので報告いたします。続きまして、16ページ番号14番から18ページ番号20番は、西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷昭良推進委員 退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 16ページ番号14番です。〇〇〇〇〇の3筆でございます。その他、18ページの番号20番まで合計いたしまして30筆31,444㎡の賃借権の新規の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 この件につきましては、私もいろいろあっせんの申し出がありまして、西谷委員に何とかならんかなと言ったら、じゃあ私が作ってあげますということで、無理を言った点がございます。水田としてはあまり良くないです。今まで作っとな人が全部返してしまったもので、推進委員である西谷委員に頼んだら、何とか作りましょうということで受けていただいたのが現状でございます。ご質問、ご意見ございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、承認いたしますので西谷委員の入場を求めます。

(西谷昭良推進委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されまし

6㎡でございます。土地所有者は〇〇〇〇ほか1名でございます。現況は畑でございます。3番の協議地利用計画の概要につきましては、施設の設置予定者は〇〇〇〇 〇〇。予定時期は許可日よりということでございます。75ページにいきまして、4番の土地改良事業につきましては該当がございません。関係機関との調整状況につきましては5番、6番に記載のとおりでございます。7番 市町村長の考え方につきましては76ページの別紙のとおりでございます。法第13条第2項の検討ということで、農振の除外、5要件につきましてそれぞれ記載しております。いずれについても要件を満たしているということでございます。73ページに戻っていただいて、協議内容の農地区分及び許可基準に当てはめますと、農地区分につきましては、小集団の生産力の低い農地ということで第2種農地と判断します。許可基準につきましては、市街地設置困難施設ということで、該当していると思えます。

次に、番号 倉吉4でございます。議案の88ページでございます。除外後の計画用途は植林(クヌギ200本)ということでございます。除外の理由は、協議地は農道が整備されていないためにアクセスが悪く、山林に囲まれているために生産性も低い状況。地理的条件が悪いことで借り受ける者もおらず、人手不足と高齢のため維持管理することが非常に困難となったもので、土地の荒廃を防ぐため、クヌギを植林するものでございます。2番 協議地の概要でございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆。土地所有者は〇〇の〇〇〇〇〇〇でございます。現況は田で、680㎡ほか2筆、合計1,347㎡でございます。3番 協議地利用計画の概要につきましては、設置者は所有者と同じく〇〇〇〇〇。予定時期は許可日よりでございます。4番 土地改良については該当がございません。関係機関との調整状況は89ページの5番、6番に記載のとおりでございますし、市町村長の考え方は90ページの別紙のとおりでございます。こちらについても5要件についてすべて満たしているということでございます。73ページに戻りまして、農地区分につきましては、小集団の生産力の低い農地というということで第2種農地。許可基準につきましては、周辺農地に影響なしということで、転用見込み有りとは判断しております。以上でございます。

議 長 只今、議案第64号につきまして説明がございました。皆さんからのご意見・ご質問等はありませんか。影山委員。

影山推進委員 影山です。お訊ねしてみたいんですけど、産業廃棄物の捨てる物の内容は、例えば、安定品目なのか、医薬品とかいろいろあるわけですけど、そういった安全性の面とかそういうものがどこにも書いてないようです。おそらく大丈夫だっただけでやっとならるんでしょうけど、そこら辺はどうか。飲料水との流れ込む危険はないのか。実は関金にも前にありまして、できちゃったんですけども、それがやっぱりずっと谷筋を流れていって、あるいは地下水、あるいはどうだっというような観点はどうなんですか。

議 長 それでは、農林課の梶本さん、どうぞ。回答してください。

農林課 農林課の梶本と申します。直接担当ではないのではっきりしたことは言いかねるんですけど、この話があったことは伝えてはおきますけれども、添付書類としては設計図とかそういったもので確認はさせてもらってはおります。ただ、できちゃった後で迷惑をかけるようなこと、細かいところまでは承知しておりませんが、この話はしておきたいと思っております。以上でございます。

議 長 ちょっとそれじゃわからんな。担当者と呼ばんと説明にならん。詳しいことが審議できんが。はっきり言うと。

農林課 わかりました。確認してきます。どこまで確認できとるかということで。

議 長 だけ、今、影山委員が言われたように、どういうものを処分するのか。ただ処分場って言っても、コンクリもあればアスファルトもある。

影山推進委員 ちょっと前に〇〇があった時に〇〇のありましたね。あん時の、大型トラックがずっと塀の高いのに積んできて、何が積んであるかわからんです。ばーっと持って行って捨てて、すぐ上から土を被せちゃうんです。だけ、何が捨てられとっだいや。監視員がおるようだけど、実際に何もチェックはできんしな、という感じはしとるんです。以上です。

議 長 今の〇〇がしとるのは、現在も稼働しとるんですけど、コンクリートの壊したのをリサイクルして碎石にする。それと、アスファルトも持ってきたやつを、今、設計で全部組んでありますね、公共工事でも。どこでも投げちゃいけんってことで。今、〇〇と、それから、アスファルトとかそういうのは〇〇にある生コン会社とそれから、〇〇にある〇〇〇〇。それから、〇〇〇。中部ではそういうところが指定になっておりまして、距離によって、現場から近いところを優先的に設計組みます。そこでリサイクルして、トン何ぼで業者から預かって、リサイクルして売とるわけです。そういうやり方を今の〇〇がやってます。〇〇はまた、木材は別のところで、処分しておりますし、たぶん、病院の関係とか金物は〇〇〇の〇〇の下りたところの左に〇〇。あそこでもリサイクルとかそういうものをやっております。ですから、それぞれが得意分野でやとるのが現状です。それから、例えば、木を切ったカスとか木の根とか、そういうのは〇〇の〇〇〇と〇〇にあります〇〇〇〇。そういうところがやっております。たぶんこの〇〇はコンクリとかアスファルトのリサイクルということだと私は思っておりますけど、詳しいことは農林課の担当者に連絡取ってください。はい、山根委員。

5 番 5 番 山根です。私も以前、〇〇で務めておりまして、役員しとったわけですけども、その時の状況を言いますと、今、会長がおっしゃったような処分場です。それと、付け加えますと、プラスチック類。プラスチック類はそのまま埋め立て。それから、瓦。日本瓦です。これは、砕いて碎石にして出荷しております。それから、コンクリートを砕いた場合には、碎石と砂とに分類します。

砂だけで出荷する場合がありますし、混ぜて出荷する場合も、両方あります。そういったことで、安定処分。最終処分ですけれども、安定化した分で稼働しているという状況です。以上です。

議 長

それから付け加えますと、その再生した碎石は、また県なり市が設計に組むわけです。土木工事の。再生碎石を使うように。区分がありまして、記号で言うと RC-30 とか 40 とか。40 ミリ、30 ミリ。RCA ってなると、今度、アスファルトのガラとコンクリを混ぜたのが RCA ってことで、そういうのもみんな公共工事で設計に入ってくるわけです。リサイクルしたものを使いなさいということで。そういうことで、この〇〇はそういうものを作っておる。いま、山根委員が言われたようなものをしとるのが現状だということを、私から説明させていただきます。

事務局

農振の除外については農林課が担当ですけれども、その後に控える農地転用の関係で私も〇〇さんとも話をしておりますので、補足させていただきますと、今、会長や山根委員さんからありましたとおり、安定処分のものでございまして、薬品とかそういったものの処分地ではございません。計画としましては、計画地の南側といいますか、南西側です。道路に面したところに、一部粉碎の施設を、粉碎机を置いた建物を作りまして、それから、北側はすり鉢のように穴を掘って、そこに粉碎したものを埋めていくという形でございます。地下水への影響は、今回の事業の申請に当たって、北面の方に流れる川が近くにございますので、その川で、もし汚染物質、考えられる汚染が100倍に希釈されるところまで周辺農地への影響も考えて、今、手続きをしておられます。今回は図面を付けておりませんが、事業地内の排水についても確実にしていただけるような計画になっておりまして、一度、事業地の水を集めて沈砂池を通してきれいな水にして排水する計画になっていると聞いております。以上でございます。

議 長

いろいろ今、説明がありましたけど、影山委員、どうですか。もっと担当者の説明が要りますか。

影山推進委員

いっぺん通っちゃうと、〇〇のも高いフェンス張られちゃって、いったい何が中で行われとるかってことが分かりにくいわけです。チェックを時々は抜き打ち的にやってもらう必要があるのかなという感じを持ちました。以上です。

5 番

もう一言、いいでしょうか。今では、水質の汚染状況は保健所が抜き打ちで検査しております。ちょっと忘れちゃったけど、何メートル下、川の水を採取するようになっております。それから、空気の測定も、外部の調査で保険事業団から来て、これも定期的にやっております、安定した産業廃棄物の埋め立てということですが、このあたりも保健所が定期的に抜き打ちで検査に来ておりまして、今のところはそういった状況があると、即取り消しになりますので、気を付けてやっているとします。

議 長 河本委員。

10番 10番 河本です。〇〇さん、〇〇〇〇にあるわけですけど、〇〇〇〇で公害防止協定っていうのを、石膏ボードの処理場をやりたいちゅうことで、話があって、地元の人を集めて説明会があったところで、公害防止協定を結んで、そういうのをちゃんと書類を残してやらないけんということの話をしたら、取りやめになっちゃったんです。今後、そのようなことをやらないけんではないかと思えます。

5番 今、石膏ボード出たんですけど、石膏ボードは当初、計画は確かにありました。ところが、石膏ボードとあれには紙が貼ってあるんです。その糊が有害物質になるということで、できないということで取りやめたわけで、理由があってやめました。

議 長 それで、これは前からやっとするもんで、その時のそんな協定は無いでしょ。何十年前に、ここを開設したわな。その時にそういう協定を結んだことはないでしょ。

5番 ないですね。

事務局 今回、申請地から約半径500m以内の土地の所有者、それから耕作者さんには了解。

議 長 同意が取れるでしょ。

事務局 はい。

10番 了解はわかりますけど、そういう協定を結ばれたらどうですかという提案です。

議 長 農林課はどう思われますか。担当課としては。

農林課 担当課としては、除外の5要件に合致しとるかどうかというところで、それで除外できるかどうかというところなんで、総合的なところは、また関係機関と調整するっていう、そういったところまで踏み込んではないというのが現実でございます。

議 長 農振除外の議案がここで出てくるだけな。ここでノーが出たらどがになる。取りやめになるか。

農林課 何をもってノーになるのかっていうのは、はっきり示す必要があるんで。

議 長 理由がないといけません。今のところそんな理由はないから。今、河本委員が、協定書を結んだらどうかって、それは、立場上、農業委員会から結べつていうこともできないだろうし。

今、水とか空気は定期的な検査があるって聞いたもんですから。家からもかなり離れとるし、畑隣接の農地の地主の同意も取れとるみたいだし、私としてはそんなに問題ないと思うんですけど、皆さんの意見はどうですか。はい、松本委員。

4 番 4 番 松本です。これは以前からあったのが変更案件でしょ。続きでしょ。今まであったのが満杯になったでもうちょっと。ということは、今までにそういう問題は整理してあることがあると思う。だから、その継続で出すだけのことでないのか。継続で。だけ、言いたいことは、時間も経つし、今ここで協議しても結論も出んし、次回にもっと調べてせんと時間ばかりくっちゃうよ。

議 長 松本委員の言うのは、もうちょっと資料がそろってから、来月の委員会で、もう一度協議した方がいいでないかという意味に取ったんですけど。この件につきまして、来月もう一度審議するということがよろしいですか。

(はいの声)

議 長 じゃあ、もう一件、〇〇の山林の件はいかがですか。はい、美田委員。

8 番 8 番 美田です。地図を見る限り、どっちにしたって谷間だけ日が当たらん場所かもしれんけど、南側に植林されるように見えるんですけど、この、〇〇さんちゅう人の了解は取れとるということでしょうね。

議 長 金信委員。

1 4 番 1 4 番 金信です。この図面で一番上に黒く塗ってあるところは林道です。右側が集落に下りていく方、左が上に上がっていく方ということです。で、今言われた、南の方ですねということですから、そういうことになります。上の〇〇〇〇さんの田んぼも、今回の〇〇〇〇〇〇さんの田んぼも細長い。長ったらしい形で、もちろん圃場整備もされておられませんけど、〇〇さんと〇〇さん、2 m弱ぐらいの高さがあります。〇〇さんの方が当然高い。〇〇さんの方が低いという、そういう状況です。そんなことで、私も相談を受けて、いろいろと、前回、これよりも上の方に、5年ぐらい前にも似たような形のところを、〇〇さんがクヌギを植えた関係で、こんなも理由にあるように作ってほしいと言ってもできんし、なんとかならんでしょうかいなちゅう相談があって、農業委員会として、農振除外から諮らんといけませんからということ。そういう状況です。

議 長 美田委員の質問に対しては、同意は貰っているということでございます。

ご異議ございませんね。

(はいの声)

議 長 では、先ほどの前段の小鴨については今日の委員会では保留ということよろしいですか。

(はいの声)

議 長 次回に持ち越しということで。もう少し詳しい説明が欲しいということでございますので。

議案第65号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第65号 農用地利用配分計画について。該当委員がございます。98ページ番号4番は、13番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 はい。

事務局 98ページ番号4番でございます。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇。権利を設定する農用地は〇〇ほか1筆の合計2筆5,902㎡の賃借権の配分計画でございます。以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきましてご質疑ございませんか。

(はいの声)

議 長 ないようですので数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。では、事務局、続いて。

事務局 98ページでございます。利用配分計画各筆明細については、98ページ番号1番から7番まで、7件の配分計画でございます。利用権の設定を受ける者、その他、農用地等、記載のとおりでございます。101ページからは、農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等について記載しております。以上でございます。

議 長 皆さんのご意見・ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、只今の案件につきましては承認いたします。

議案第66号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議 長 続いて、議案第66号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてお諮りいたします。

事務局 それでは、議案第66号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について説明をさせていただきます。この別段の面積につきましては農地法3条で農地の権利を取得する場合、所有権、賃貸借権、使用貸借権等の権利を取得する場合に、これだけの面積を持ってないと認められないという下限面積でございます。下限面積の原則は50aでございますが、地区によって、それより低い別段の面積を設定できることになっております。111ページにあるのが倉吉市の別段の面積の設定状況でございます。これにつきまして、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっておりますので、平成30年度の下限面積、別段の面積についてご提案させていただくものでございます。結論から申しますと、最初に申しましたとおり、111ページのとおり現在と同じで提案したいと思っております。その根拠といいますか資料につきましては112ページをご覧ください。農林業センサスの数字をもとにこの表を作成しております。直近では2015年のセンサスのデータを、去年、計算に使いまして、昨年見直しをさせていただいております。今回変わっている部分としましては、農地面積等のデータにつきましてはセンサスのデータで変わっておりませんので、一番右の欄、遊休農地の面積が、昨年お世話になりました農地パトロールの面積に修正されております。この結果、見直しの必要は無いものと考えているものでございます。農地法の施行規則第11条第2項で、農業委員会が定めようとする下限面積は、設定区域内において総農家戸数のおおむね100分の40、40パーセントを下回らないように算定されるものとされておまして、それが表の、現行下限面積以下の割合というところでございます。で、おおむね40%を下回らないように設定しているものでございます。中には、上井ですとか、西郷、倉吉地区など下回っているところがありますが、一番下に上井地区をもし30aとすると64.4%になるとか、西郷地区は64.5、倉吉68.1になってしまうということで、あまりにもそれだと高いので、一つ下げた20aにしているものでございます。灘手につきましては59.3%と少し高いんですけども、30aにもし下げた場合でも54.3と40を上回る数字になるんですが、こちらは去年の見直しの時にも、平成24年度に5反から4反に下げておりますので、現状からみても4反でいいのではないかとということで審議していただきましたので、今年は見直しをしておりません。社地区は昨年5反から4反に下げております。北谷、高城につきましては下限面積以下の割合が33.0%、42.2%と低くはなってお

りますが、概ね適切であると考えております。上限いっぱいの5反で下限面積を取っております。上小鴨、関金についても少し低い数字ですが、上限5反でするので問題ないと考えます。

続きまして、農地法施行規則第17条第2項でございます。こちらについてはその地区内において耕作放棄の率が相当程度存在する場合に下限面積を下げてもよいという条項でございますが、先ほどの遊休農地の面積が、高いところで7.4%、上井地区。全体ですと1.8%ということで、耕作放棄率が低い状態ですので、特別に下限面積を下げる場所もないと考えております。それから、本日お配りしている資料の中で、一枚もので両面刷りのものですが、参考としている分でございます。今年度、29年4月に県内の調査があった時の、県内各市町村の下限面積の設定の状況でございます。5反が原則ですので、5反以外の下限面積を設定している、別段面積を設定しているもののみ一覧になっておりますので、ご覧いただけたらと思います。以上でございます。

議 長

実は、この件につきまして、私個人の意見としては、大幅に変更した方がいいかなと。農業新聞を見とったら、県外ではあちこち、こうやとると非農家の人が農業したいって言っても買えないわけです。1aって所も結構出てきております。それで、いろいろと協議したいと思っておりますので、4月の総務委員会にこれを諮らせていただいて、原案を作って5月の定期総会の前の委員会でもお諮りしてはどうかなという思いでおりますけど、いかがでしょうか。というのが、よく農業しとらん人から電話がかかってきて、会長さん、農業したいけど1反ほどどこぞないかえと。買えんだいなあんたがたはちゅうことになっちゃって、この前も。なかなか、そうなる売り手もおってもよう作らんから荒廃農地になってしまう。買い手があっても売れない。売りようがない。そういうことがどんどん出てきて、それで、久米ヶ原も結構荒廃農地が出てきて、昨年1反下げたです。なるべく買ってもらえるように。だがまだ4反ではちょっと重たいと。そんで、反別少ないにしとくと、借地で反別を持ったことにして買えるわけです。例えば3反の地区に買って買おうと思ってもないから3反借りときないな一年でええけ。そして買えますけちゅう方法もできるんで、ある程度、全国的なものを調査して、参考資料として、見直す必要がないかなということで、鐵本委員長にもまだ話をしとらんですけど、4月の総務委員会で議論したらどうかなと思うんですけど。鐵本委員長、

11番

はい。そういうことで、今の話は協議させていただきたいと思っております。それから、その地区の中でももうちょっと割ってみるだとかいろんな方法を考えてみてもいいんじゃないかと私は一つ思いますし、また、総務委員の方々と共に協議させてもらえたらと思います。

議 長

そういうことで、今日のこの案件としては、次々回に伸ばすということで、その間に総務委員会で協議していただいて、みなさんに原案を出していただいて協議してもらおうということで、いかがなものでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 そのようにさせていただきます。それでは、議事は以上です。

(6) その他

議 長 日程(6)その他。別冊―その他報告・連絡事項―を見ていただきたいと思います。(1)からどうぞ。

事務局 (1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてです。別冊の2ページでございます。鳥取県の発注工事、ため池工事に係る工事用資材の仮置場及び仮設道路用地で、請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。以下記載のとおりですのでご覧いただきたいと思います。以上でございます。

議 長 次、(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 あっせん申出が5件出てきております。①は3ページですが、〇〇〇〇、〇〇〇〇、數馬委員から農家相談の報告があったものです。4ページの②は〇〇〇から出てきております。5ページ③は〇〇〇と〇〇から出てきております。6ページ④、7ページ⑤は〇〇のあっせんの依頼が出てきておりますので、あっせん委員の選任をよろしくお願ひします。

議 長 それでは、あっせん委員の決定をさせていただきます。3ページ①、〇〇〇〇。立候補してください。

13番 數馬と林委員とでします。

議 長 4ページ②。

13番 同じく、林委員と數馬です。

議 長 ③上古川。山根委員。

5番 これは4年前から相談受けとる。

議 長 はい。山根委員と小谷推進委員。それから、④、⑤黒見。社。河本委員。

10番 会長も一緒にしてもらいたい。

議 長 田倉委員も全部入れて。両方とも。私は補佐人。

事務局 (3)農地等あっせん活動の状況について報告が、8ページ、3件ございますのでお願ひします。

13番 数馬です。①については、おかしげな話かもしれませんが、地主さんが、今作つとる耕作者を知らんということで、あっせんはいいけど、あっせんするよりは誰だか知んならんけどそのまま黙って作ってもらいなんせなんて。1反作るちゃーな人がおらんですから。実際は。だけ、それまでにまたいろいろ探してみるけども、奥さんとも探してみるわということで、投げやりな話かもわからん。状況がこういうことで。

それから、②の〇〇さんについては、単価が1反あたり50万は欲しいと。そりゃあちいとこの辺では高いでないかと思ったんですけど、こっちでも探してみるけど、単価がちいと高いけ森下さんも直接動いてごせという状況です。終わります。

議長 次、お願いします。

11番 ③です。担当は私、鐵本です。この3筆につきまして話を進めていったところが、〇〇〇〇〇〇で認定農業者になってる〇〇〇〇さんが作ってもいいですよと言われて、話ことができました。やれやれと思っております。

議長 どうもありがとうございました。

事務局 (4) 農地の利用状況調査についての報告でございます。9ページに表を付けております。合計しまして406筆で491,695㎡です。約50haの遊休農地がございましたというこの報告で、各地区の遊休農地が書いてありますので、ご覧いただいたらと思います。

(6) 平成30年度農業委員会会議・現地調査、農家相談会の日程については、10ページ、11ページのとおりでございます。

議長 続いて、(5) 総務委員会の報告。

11番 総務委員会から報告させていただきます。違反の関係につきまして、総務委員会を1月16日、午後1時半から3時20分まで開かせていただきました。出席者につきましては資料に載っているメンバーです。〇〇〇の分につきましては、〇〇〇〇の代表者に出席していただきまして、違反で転用された土地にあなたはいろいろ車両とか機材を置いておられるけどもということで、しかも、別に転用許可を出したところもあるのにそこになかなか移とられんが、どうしてでしょうかというような話を聞きまして、その時に話をした中で、1月いっぱい撤去しますということと、すぐに移動できなんだのは次の許可受けたところが軟弱地盤で、石灰入れて地盤改良しないといけんということで、私も確認したところが、確かに鉄板が敷いてあったんですけど、ちょっと時間がかかりまして申し訳ないですということでありました。1月いっぱい機械を撤去するということだったんで、2月2日に確認に行ってみましたら、きれいに、機械はすでにありませんでした。ということで、この件につきましては1月いっぱい車両等置いている重機の撤去は完了しております。あとは、本人

さんが別のところに置かれて、今度のすぐ近くのところに転用の工事を完了後に移られるということで、解決ができるんじゃないかということにしております。地主さんについては、これから委員会として対応していくように、あなたこれは違反ですよということで話をしていこうと思っております。宮坂さんは更地だったんで知らずに借りてしまったということで、申し訳なかったということをおられました。

それから、〇〇の先の方ですけど、場所は〇〇〇になりますけども、〇〇〇〇〇っていう業者が借りとる土地について。これも社長に出てきてもらいまして、説明を受けました。土地を埋めるのには、所有者の人が頼みなつたかして、〇〇〇〇〇が残土が出たのをそこに埋めて、今の土地ができとったというようなことで、自分も農地とは知らずについそこを使ってしまったということで、これは違反ですから置いてるものを撤去したりいろいろしてもらわないかんですけどというような話をしまして、それで、今の状態で、物が置いてある状態だから、農地の処分について、いろんなことってのはできませんよと。物を置いてる状態でどうしてくれああしてくれって言われても、委員会としては何もできませんので、置いてる物を撤去していただくかと話が進みませんということで、事業しながらということもあるので、今年いっぱい見ましょうと。その間に代替地にまず置いてるものを撤去してください。そして、撤去しましたというところで連絡をいただけたら私が確認しますと。その上で、農地の処理については、非農地になるのかどうなのかってこととかを併せて私らの方で対応させていただきます。早く撤去されたら早く処置ができますし、年を越えるようになれば遅れます。だから、そのことをしてくれませんかということで、12月末までに現状を回復するということを同意いただきました。出入口についても、今の出入口は県道の法面を使って、県有地を無断使用してるってことになるので、別のところに入り口を付けられたりして、ちゃんと出入口を確保してくださいということを指導いたしまして、本人さんに帰っていただきました。、私らも時々見てどんな状況かってことで、これからも監視していかなきゃいけないなと思っております。以上のようなことです。

議 長

両方とも撤去に向かっています。皆さんもそういう所がありましたら、怪しいなという所がありましたら事務局にご一報ください。

それでは、本日の会議は以上で終結します。

— 午後3時10分 閉 会 —